

黍田15号墳出土双龍環頭大刀

兵庫県揖保郡揖保川町の黍田古墳群は、山陽本線竜野駅の南西約1.3kmの丘陵上に立地する。揖保川町教育委員会が平成7年3月に実施した15号墳の発掘調査で全長約6mの片袖式横穴式石室から、双龍環頭大刀・金環・ガラス玉・鉄鏃・刀子・須恵器・土師器、羨道部から須恵器が出土した。同年9月に、保存法の検討のため奈文研にこの双龍環頭大刀が持ち込まれ、材質分析・X線観察・実測・写真撮影をおこなった（口絵参照）。

環頭大刀は、玄門付近で、切先を奥壁に向け佩裏を上にした状態で出土した。柄頭部分は折れ、鞘の先端は欠損していた。柄頭は長さ13.5cm、環の長径10.7cm。銅の鑄造製品で、環と環内の龍は別々に鑄造されている。龍の下部に柄を作りだし、環体下部の凹部にはめて鑢付けしたらしい。龍は2匹が向き合い1つの玉を噛む。頭・背の冠毛・角を3本の突起で表現し、目の部分には小孔をあける。顎ひげは口の下突起で表現する。環の文様は、本来龍の全身を表現したものが、本例ではまったく崩れており、わずかに足を表現した痕跡がみられるにすぎない。環・龍ともに全体を刻目で装飾する。環と龍を結合後鍍金（Au5Hgに同定）するが、茎（Cu:99.6%, Ag:0.1%, Fe:0.1%）には鍍金していない。茎があたる部分を彫りくぼめた合わせの柄木で茎をはさみ、目釘で留める。鉄刀の茎とは直接結合しない。柄木の上部は舌状に環の下部に被さる。柄木上端に銀板（Ag:97%, Au:0.5%, Pb:0.3%, Cu:2%, Fe:0.5%）を被せ、さらに背・刃側をU字状に切り込んだ金銅製責金具をはめて、柄木が直接みえないようにする。責金具は4本の沈線で文様帯を区画し、1つおきに刻み目を施す。出土時の記録によれば、やや下に同様の装飾をもつ責金具がある。おそらく両責金具の間に、筒金具を装着し、責金具で留めていたのであろうと考えられた。柄間には紐を模した刻み目のある薄い銀線（銀板や銀線はほぼ同じ組成を示す。銀黒色に見えるのはAgClが形成しているためである）が巻かれる。柄元には長径4.1cmの銀製八角形喰出鐔が装着される。鐔が一体に作られ、その端部を鉄刀の関で止めて固定する。柄木は鐔まで挿入されているらしい。鞘は1対の鞘木を合わせて作り、全体を装飾用の

金具がおおう。鞘口には銀製筒金具をはめ、両端を金銅製責金具で留める。筒金具は背側のみを断面台形状に面取りする。表面には打出して植物文を施す。刃側の責金具からさらに19.3cmのところにもう1つ責金具がある。この間に佩裏から金銅板を巻き、佩表にはその上にさらに円形浮文と列点文を施した金銅製伏板を鑢留する。金具の佩裏側はほとんど破損し、装飾の有無は不明。ここから鞘尻までは欠損する。鞘の責金具は柄のものと同様で、沈線と刻目を施す。ただし、本例の鞘尻側の2つの責金具は、本来円形の吊手金具を鑢付けした足金物であった可能性が高い。また、鞘の金銅製金具は、鍍金の色が柄よりかなり白っぽく、銀を混合し色調を変えたりしている。鉄刀本体は平棟平造りで浅い両関を持ち、茎尻は栗尻で付近に目釘孔が1ヶ所あく。茎長13.7cm、身幅3.3cm。

本例と共通する刀装具が良く遺存している京都府湯舟坂2号墳出土品と本例を比較すると、環の長径はほぼ同じで、円形浮文金具は本例の方が長い。湯舟坂2号墳例は全長約120cm程度と推定されている。本例も大差ない寸法が考えられ、環頭大刀の中では大型の部類にはいる。新納泉の装飾付大刀編年を参考にすると、環頭や他の刀装具の特徴は上記した湯舟坂2号墳や千葉県金鈴塚古墳石室D区出土例との共通点が多く、新納の双龍環頭Ⅲ式に比定できる。ただし、双龍環頭Ⅲ式では龍の冠毛・角を4本の突起で表現するのが一般的で、本例の3本の突起による表現は後出的な要素であるので、その中でもⅣ式に近い時期になる可能性がある。双龍環頭Ⅲ式の年代は須恵器田辺編年のTK209式併行期に含まれる。実年代については、研究者により相違があるが、おおまかには6世紀末を前後する時期となる。群集墳のうち、比較的大きな墓に儀杖大刀を副葬する傾向があり、中小豪族が倭の朝廷に服属する一つの証拠である。

今回、顕微鏡観察・X線透過・材質調査等を加え、環頭大刀を細部まで観察できたのは重要な成果であった。従来、この種の装飾付大刀は内部観察が困難なため、細部の造りが不明なものが多い。そのため、装飾付大刀の系統差や、刀身と刀装の変化の対応について、なお検討すべき点が残されている。本例のような観察例が増加することが期待される。（肥塚隆保／埋蔵文化財センター、臼杵 勲・町田 章／平城宮跡発掘調査部）